第四十二条の十一第二項中「前項に規定する財務省令で定める計画」を「当該指定法人の指定法人事業実施計画」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「同項」を「前項」に、「の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の五）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六）

第四十二条の十一第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の二第六項を次のように改める。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の二第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の三の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第二項中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第三項中「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは、「第四十二条の十二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項」に、「前項第一号及び第三号」を「第一号」に改め、「で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行っている場合（前項に規定する政令で定める事業を行っている場合を除く。）」を削り、「調整前法人税額から、次」を「調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号」に改め、「の合計額」を削り、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる全ての要件

イ　当該法人の当該適用年度の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年度前の各事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）のいずれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であったこと（当該各事業年度のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき政令で定めるところにより証明がされたことを含む。）。

ロ　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行っていないこと。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年度開始の日の前日における雇用者（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　六十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（ロ(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

(2)　五十万円に、当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）から当該適用年度の特定新規雇用者数を控除した数（ロ(2)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。ロ(2)において同じ。）に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ロ　当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数（当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（(1)及び(2)において「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数（移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（(2)において「移転型新規雇用者総数」という。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数（(2)において「移転型非特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数と当該適用年度の地方事業所基準